

年金記録確認岩手地方第三者委員会（第1回） 議事要旨

- 1 日 時 平成19年7月13日（金）10時00分から11時30分
- 2 場 所 岩手県民情報交流センター（アイーナ）会議室 805
- 3 出席者
（委員会）菅原委員長、藤澤委員長代理、浅沼委員、菅野委員、齋藤委員
（岩手行政評価事務所）小沼岩手行政評価事務所長、佐々木事務室長 ほか
- 4 主な議題
 - (1) 岩手行政評価事務所長挨拶
 - (2) 委員長互選
 - (3) 委員長挨拶
 - (4) 委員自己紹介
 - (5) 委員長代理の指名
 - (6) 委員会の運営について（運営規則等）
 - (7) 委員会の所掌事務、権限等について
 - (8) あっせんに当たっての基本方針について
 - (9) その他（フリートーカー等）
- 5 会議経過
 - (1) 小沼岩手行政評価事務所長から各委員へ任命書の伝達が行われた。
 - (2) 小沼岩手行政評価事務所長から、以下の趣旨のあいさつが行われた。

委員の皆様方には、お仕事をお持ちで、日ごろからお忙しい身でありながら、年金記録確認岩手地方第三者委員会の委員をお引き受けいただき、感謝申し上げます。

今回の年金記録確認第三者委員会は、去る6月11日、安倍総理から菅総務大臣に対して、「年金記録の訂正について、様々な関連資料を検討し、年金記録訂正に関して公正な判断を示すことを任務とする第三者委員会を総務省に設置するよう」指示があったもの。

社会保険庁に年金記録がなく、ご本人も領収書等の物的証拠をもっておられないといった事例に的確に対処するため、申立人の住所地にできるだけ近いところで対応できるよう、都道府県レベルにも第三者委員会を置くことになり、総務省の出先である我々が事務方を務めることになった。

中央第三者委員会では9日に全国的な取扱の指針となる「年金記録に係る申立て

に対するあっせんに当たっての基本方針」を総務大臣に報告し、10日に大臣決定となったが、申立の内容は多様多岐にわたるものと思われる。

年金保険料を納められた国民の皆様が、安心して老後を過ごすことができるか否かをご検討、ご審議いただく本委員会の役割は極めて重く、委員の皆様のご苦勞に対して、改めて感謝申し上げるとともに、今後の活発なご審議をお願いしたい。

- (3) 菅原委員が委員長に互選された。
- (4) 委員会の運営について、以下のように決定した。
 - ・ 委員長の指名により、藤澤委員が委員長代理に指名された。
 - ・ 委員会の運営規則が事務局から説明され、了承された。

この中で、本委員会は個人情報をもく扱うことから非公開とし、議事録も公開しないこととした。一方、議事要旨を作成し、公開するほか、委員会開催後、記者の求めのある場合は、委員長がブリーフィングを行うこととした。
 - ・ 委員会での配付資料は原則非公開とするが、差し支えないものは、委員長の判断により公開することとした。
- (5) 事務局から、委員会の所掌事務、権限、基本方針等について説明があった。
- (6) 次回は、7月25日（水）10時00分から開催する予定。

〔 文責：委員会事務局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認岩手地方第三者委員会（第2回） 議事要旨

- 1 日 時 平成19年7月25日（水）10時00分から11時50分
- 2 場 所 盛岡合同庁舎2号館4階会議室
- 3 出席者
(委員会) 菅原委員長、藤澤委員長代理、浅沼委員、菅野委員、齋藤委員
(岩手行政評価事務所) 小沼所長、佐々木事務室長、熊谷事務室次長 ほか
(岩手社会保険事務局) 藤田局長、千葉年金課長
- 4 主な議題
 - (1) 社会保険事務所における年金記録確認の事務処理状況等の説明
 - (2) 全国委員長会議の結果
 - (3) その他
- 5 会議経過
 - (1) 岩手社会保険事務局より、政府としての年金記録問題に係る取組み状況、岩手県内の第三者委員会に対する申立の受付状況（7月22日現在）、社会保険事務所における年金記録確認に係る事務処理状況等について説明があった。
説明後、①「ねんきん特別便」はどのような形で送付されるのか、②基礎年金番号で管理された被保険者記録が社会保険事務所の窓口装置により確認できなかった場合、回答はいつになるのか等の質疑があった。
 - (2) 委員長及び事務室より、7月18日（水）開催された全国委員長会議の結果（概要）について伝達があった。
 - (3) 岩手社会保険事務局から第三者委員会への申立事案の転送状況について事務室より説明があった。
 - (4) 次回の開催日時は、社会保険事務局からの転送状況等を見ながら、別途調整することとした。

〔 文責：委員会事務室
後日修正の可能性あり 〕